

(保育課関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成18年4月の待機児童数は3年連続で減少し約1万9千800人となり、初めて2万人を下回ったものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、待機児童ゼロ作戦の更なる推進のため、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに受入児童数を拡大し、待機児童の解消を図ることとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、保育所分園や家庭的保育（保育ママ）の積極的活用など、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民のニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、横浜市、堺市、東大阪市のように待機児童が減少している市区町村がある一方、待機児童数が大幅に増加している市区町村もあるので、そうした市区町村においては、とりわけ積極的な取組に努力されたい。

なお、平成19年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、約130億円を計上するとともに、平成18年度補正予算において、保育所の耐震化対策に係る経費として、72億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成18年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに都道府県知事に提出すること。

②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」、「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」及び「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組を推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成19年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 保育対策等促進事業等について

一時保育や休日保育等の多様な保育サービス等の推進については、子ども・子育て応援プラン等に基づきその推進を図っているところである。

平成19年度予算案においては、引き続き国の役割として計画的に実施すべき事業について必要な予算を計上しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要等に対する積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 新規事業について

19年度より次のとおり新たな事業を実施することとしている。

① 病児・病後児保育事業（自園型）について

児童が通い慣れた保育所において、微熱等により体調不良となった児童について、医務室や看護師等を活用し、保護者が迎えに来るまでの間、安心できる環境において保育を実施するなど「病児・病後児保育事業（自園型）」を実施する。

② 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業について

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、利便性の高い場所で利用しやすい一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施するために、パイロット事業を実施する。

内容は、従来の保育所での一時保育の実施要件を緩和し、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は一時預かりの需要の高い場所等でパイロット事業を実施し、安全性、効率性、安定性などについての検証を行う事業を実施する。

③ 家庭的保育事業における研修の実施等について

家庭的保育者の孤立化防止のため、保育者同士の連携を確保する必要があることから、研修会を設け、情報の共有、有識者等を招いた勉強会などを行い、家庭的保育における事故防止を図るとともに保育者の質の向上を図る。

なお、本事業における「病後児保育モデル事業」については、発展的に解消することとし、病児・病後児保育事業（自園型）の中で対応することとしている。

(2) 障害児保育について

保育所においては、これまでも様々な障害のある子どもを受入れ、適切な保育の実施が行われてきたところであるが、近年、障害の程度が重い障害児以外にも、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応が求められている。このため、平成19年度の地方交付税要望（単独分）において、障害児保育事業にかかる単位費用積算基礎について増額要望を行ったところである。

その要望の内容であるが、一般財源化した障害児保育事業は、程度が重い特別児童扶養手当支給対象児童（約10,000人）に対し、職員を加配（児童4人に対し職員1人）するものであったが、保育所において、程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童を多数受け入れている近年の状況を踏まえ、実態調査を実施したところ、特別な支援が必要な児童も含め、全体で約34,000人の障害児を受け入れている実態があったことや、受入に当たっては、平均として障害児2人に対し職員1人を加配している状況を踏まえ、実態に見合った財政措置となるよう増額要望を行ったところである。

今般、平成19年度地方財政計画において、地域の子育て支援のための措置として平成18年度は全国ベースで約330億円の地方財政措置が約700億円に拡充されたところである。この財政措置については、児童虐待防止対策や妊産婦健診費用の助成拡充など、各自治体が地域の実情に応じて実施する様々な取組が想定されており、障害児保育についても、加配職員の対象の拡大（特別児童扶養手当支給対象児童に限定することなく、特別な支援を必要とする子どもについて加配対象を広げる等）や障害児保育に必要な備品等の整備などが考えられる。各自治体におかれては、管内の保育所について公立・民間の設置状況や障害児の受入れ状況に鑑み、この趣旨を踏まえ対応を図られたい。

3 認定こども園の実施状況等について

昨年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定の具体的な基準に関する条例については、昨年末までに45都道府県で制定済みである。平成19年度からの認定こども園の本格実施に向けて、今年度中にすべての都道府県において条例が制定されていることが望まれる。

認定状況については、昨年11月16日に秋田県で5施設が認定を受けたのを皮切りに、今年2月1日までに、計11施設が認定を受けている。（内訳は、幼保連携型7施設（公立4、私立3）、幼稚園型4施設（私立のみ））

認定日	都道府県	件数（類型・公私別）	
18.11.15	秋田県	5件	幼保連携型4施設（公立のみ） 幼稚園型1施設（私立）
18.12.1	宮城県	1件	幼稚園型1施設（私立）
18.12.1	茨城県	1件	幼保連携型1施設（私立）
19.1.1	宮崎県	1件	幼稚園型1施設（私立）
19.1.15	大分県	1件	幼稚園型1施設（私立）
19.2.1	長野県	2件	幼保連携型2施設（私立）

なお、今後の申請見込み件数は、今年1月15日現在の調査結果（32都道府県分を集計済み）において、平成18年度内が約110件、平成19年度が約320件、平成20年度以降（「申請時期未定」の施設を含む。）が約430件で、計約860件となっている。

各都道府県におかれては、地域の実情に応じて、認定こども園の設置促進に積極的に取り組まれない。

また、各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図られたい。

同時に、管内市町村においても、認定こども園を含め、就学前の教育・保育や子育て支援に関して一元的な対応が図られるよう、特段の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供していただきたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4 保育所の規制緩和等について

(1) 構造改革特区について

- ① 「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」②「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」については、「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日17文科初第262号・雇児発第0513003号)により全国展開を図ったところであり、適切な運用を期されたい。
- ③ 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、一昨年に引き続き、昨年4月から5月にかけて、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところであるが、事業実施の要件が守られていない事例があったほか、保育士、保護者等を中心に否定的な声があったことなどを踏まえ、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、「今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度上半期に、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、結論を出すもの」との方針が決定されたところである。保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことに変わりはないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」(平成16年3月29日雇児発第0329002号)の2の留意事項に掲げられた要件の遵

守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

- ④ 「保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認事業」については、昨年9月から10月にかけて、③と同様にアンケート調査を行ったところであるが、全国展開に当たっての弊害は特に見られなかったことから、全国展開を行うこととしているところである。なお、全国展開に当たっては、昨年10月より開始された認定こども園において、少子化・過疎化により施設の統廃合が行われる地域において、親の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れ、子どもたちの育ちの場を確保することが可能となったことから、認定こども園制度を活用することを検討している。

(2) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運営業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているところであるが、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

5 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

(2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

- ① 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児保発第0222001号)において、
 - i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方お願いします。

- ② 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

(3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

- ① 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いします。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切な御配慮をお願いしたい。

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししているとおりであり、当該通知の内容について、改めて御了知方願います。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししているとおりで、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

（４）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配慮願いたい。

(5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成18年12月28日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6 保育所保育指針の改定について

保育所における保育の目標や方法等の基本を示す保育所保育指針は平成12年の改訂後6年余りになるが、この間、子どもの育ちや子育て家庭の抱える様々な課題が指摘され、次世代育成支援として社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援する取組が必要とされている。こうした保育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、指針の構成や内容等について検討を行う必要がある。

このため、昨年12月、「保育所保育指針改定に関する検討会」を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行うこととした。

今後、検討会を月1～2回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度を目途としている。また、教育面について幼稚園教育要領との整合性を図る必要性があることから、文部科学省における見直し検討状況等を踏まえつつ、審議を進めることとしている。

7 認可外保育施設に係る税制の特例措置について

(1) 指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された認可外保育施設に係る、消費税の非課税措置について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)によって制度化された証明書の交付を受けた認可外保育施設については、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号)及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営業する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)により、利用料に係る消費税が非課税とされたところである。

具体的な取扱いについては、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)においてお示ししているところであるが、引き続き、当該通知にしたがった適切な運用を期されたい。

(2) 一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る特例措置について

本年1月19日に閣議決定された「平成19年度税制改正の要綱」において、一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る割増償却制度の創設が決定されたところである。

具体的な要件や取扱いについては、今後の税制改正に係る法案審議を通じて決定されることとなるが、詳細が固まり次第、関係府省連名通知により追ってお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

○平成19年度税制改正の要綱(平成19年1月19日閣議決定)(抄)

八 その他

5 事業所内託児施設の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主計画(託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たすものが、その事業年度終了の日において当該一般事業主行動計画に従って、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品については、5年間普通償却限度額の100分の20(次世代育成支援対策推進法の中小事業主については、5年間普通償却限度額の100分の30)の割増償却ができることとする。

8 保育所等における事故防止等について

(1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに於いて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 浴槽内で溺れて亡くなった。
- ③ ミニトマットを喉に詰まらせ窒息して亡くなった。
- ④ 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いします。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

(参考)

平成17年度末までの過去5年間に於ける死亡事故件数

- ・ 認可保育所 18件
- ・ 認可外保育施設 35件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

(2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成18年度補正予算においても保育所の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図ってきたところあるが、全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は2割程度、保育所の耐震化率は5割程度に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じている(資料2(214頁)参照)。この取組状況を踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

(参考) 住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)の概要

○補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
(保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象)

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

○補助率等

(1) 補助率

地方公共団体を実施する場合	国：1/3、地方：2/3
地方公共団体以外が実施する場合	国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

(2) 補助額

実際にかかった費用の1/3(上限あり)

(3) 認可外保育施設に対する指導監督について

認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成17年度の認可外保育施設の点検結果からは、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は38%にとどまっていたことが確認されたところである。また、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が23%に過ぎないことなどが判明したところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しており、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、適切な指導監督の実施をお願いする。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると考えられるので、適切な対応をお願いしたい。